|  |
| --- |
| **法 令 集** |

日本国憲法 1

大日本帝国憲法 9

教育基本法（抄） 12

民法（抄） 13

労働基準法（抄） 15

労働組合法（抄） 17

男女雇用機会均等法（抄） 18

男女共同参画社会基本法（抄） 19

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（抄） 20

同和対策審議会答申（抄） 20

消費者基本法（抄） 21

環境基本法（抄） 21

日米安全保障条約（抄） 22

国際連合憲章（抄） 23

世界人権宣言（抄） 24

国際人権規約（抄） 24

女性差別撤廃条約（抄） 28

子どもの権利条約（抄） 29

人種差別撤廃条約（抄） 31

**●日本国憲法**

→公布　1946(昭和21)年11月3日

→施行　1947(昭和22)年5月3日

**前文**

日本国民は，正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し，われらとわれらの子孫のために，諸国民との協和による成果と，わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し，政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し，ここに主権が国民に存することを宣言し，この憲法を確定する。そもそも国政は，国民の厳粛な信託によるものであつて，その権威は国民に由来し，その権力は国民の代表者がこれを行使し，その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり，この憲法は，かかる原理に基くものである。われらは，これに反する一切の憲法，法令及び詔勅を排除する。

日本国民は，恒久の平和を念願し，人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて，平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して，われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは，平和を維持し，専制と隷従，圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において，名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは，全世界の国民が，ひとしく恐怖と欠乏から免かれ，平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

　われらは，いづれの国家も，自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて，政治道徳の法則は，普遍的なものであり，この法則に従ふことは，自国の主権を維持し，他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

　日本国民は，国家の名誉にかけ，全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

**第1章　天皇**

**第1 条【天皇の地位，国民主権】**

　天皇は，日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて，この地位は，主権の存する日本国民の総意に基く。

**第2 条【皇位の世襲と継承】**

　皇位は，世襲のものであつて，国会の議決した皇室典範の定めるところにより，これを継承する。

**第3 条【天皇の国事行為と内閣の助言・承認及および責任】**

　天皇の国事に関するすべての行為には，内閣の助言と承認を必要とし，内閣が，その責任を負ふ。

**第4 条【天皇の権能の限界，国事行為の委任】**

①天皇は，この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ，国政に関する権能を有しない。

②天皇は，法律の定めるところにより，その国事に関する行為を委任することができる。

**第5 条【摂政】**

　皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは，摂政は，天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には，前条第１項の規定を準用する。

**第6 条【天皇の国事行為（1）－任命権】**

①天皇は，国会の指名に基いて，内閣総理大臣を任命する。

②天皇は，内閣の指名に基いて，最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

**第7 条【天皇の国事行為（2）－その他】**

　天皇は，内閣の助言と承認により，国民のために，左の国事に関する行為を行ふ。

１　憲法改正，法律，政令及び条約を公布すること。

２　国会を召集すること。

３　衆議院を解散すること。

４　国会議員の総選挙の施行を公示すること。

５　国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

６　大赦，特赦，減刑，刑の執行の免除及び復権を認証すること。

７　栄典を授与すること。

８　批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

９　外国の大使及び公使を接受すること。

10　儀式を行ふこと。

**第8 条【皇室の財産授受】**

　皇室に財産を譲り渡し，又は皇室が，財産を譲り受け，若しくは賜与することは，国会の議決に基かなければならない。

**第2章　戦争の放棄**

**第9 条【戦争の放棄 ，戦力の不保持，交戦権の否認】**

①日本国民は，正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し，国権の発動たる戦争と，武力による威嚇又は武力の行使は，国際紛争を解決する手段とし

**●男女雇用機会均等法（抄）**

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

（昭和四十七年法律第百十三号）

**第1 章　総則**

**第1 条【目的】**

　この法律は，法の下の平等を保障する日本国憲法の理念にのつとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに，女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

**第2 条【基本的理念】**

①この法律においては，労働者が性別により差別されることなく，また，女性労働者にあつては母性を尊重されつつ，充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

②事業主並びに国及び地方公共団体は，前項に規定する基本的理念に従つて，労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

**第2 章　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保**

**第5 条【性別を理由とする差別の禁止】**

　事業主は，労働者の募集及び採用について，その性別にかかわりなく均等な機会を与えなければならない。

**第6 条【性別を理由とする差別の禁止】**

　事業主は，次に掲げる事項について，労働者の性別を理由として，差別的取扱いをしてはならない。

１　労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。），昇進，降格及び教育訓練

２　住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であつて厚生労働省令で定めるもの

３　労働者の職種及び雇用形態の変更

４　退職の勧奨，定年及び解雇並びに労働契約の更新

**第9条【婚姻，妊娠，出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等】**

①事業主は，女性労働者が婚姻し，妊娠し，又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

②事業主は，女性労働者が婚姻したことを理由として，解雇してはならない。

③事業主は，その雇用する女性労働者が妊娠したこと，出産したこと，労働基準法第65条第1項の規定による休業を請求し，又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として，当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

④妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は，無効とする。ただし，事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは，この限りでない。

**第11 条【職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等】**

①事業主は，職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け，又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう，当該労働者からの相談に応じ，適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

②事業主は，労働者が前項の相談を行つたこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として，当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

③事業主は，他の事業主から当該事業主の講ずる第一項の措置の実施に関し必要な協力を求められた場合には，これに応ずるように努めなければならない。（④以降略）

**第11 条の2【職場における性的な言動に起因する問題に関する国，事業主及び労働者の責務】**

①国は，前条第一項に規定する不利益を与える行為又は労働者の就業環境を害する同項に規定する言動を行つてはならないことその他当該言動に起因する問題（以下この条において「性的言動問題」という。）に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため，広報活動，啓発活動その他の措置を講ずるように努めなければならない。

②事業主は，性的言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに，当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう，研修の実施その他の必要な配慮をするほか，国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。

③事業主（その者が法人である場合にあつては，その役員）は，自らも，性的言動問題に対する関心と理解を深め，労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。

④労働者は，性的言動問題に対する関心と理解を深め，他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに，事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するように努めなければならない。

**●男女共同参画社会基本法（抄）**

（平成十一年法律第七十八号）

**第1章　総則**

**第1条【目的】**

　この法律は，男女の人権が尊重され，かつ，社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ，男女共同参画社会の形成に関し，基本理念を定め，並びに国，地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより，男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

**第2条【定義】**

　この法律において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

①男女共同参画社会の形成　男女が，社会の対等な構成員として，自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され，もって男女が均等に政治的，経済的，社会的及び文化的利益を享受することができ，かつ，共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

②積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において，男女のいずれか一方に対し，当該機会を積極的に提供することをいう。

**第3条【男女の人権の尊重】**

　男女共同参画社会の形成は，男女の個人としての尊厳が重んぜられること，男女が性別による差別的取扱いを受けないこと，男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として，行われなければならない。

**第4条【社会における制度又は慣行についての配慮】**

　男女共同参画社会の形成に当たっては，社会における制度又は慣行が，性別による固定的な役割分担等を反映して，男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより，男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ，社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

**●人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(抄)**

（平成十二年法律第百四十七号）

**第1条【目的】**

　この法律は，人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり，社会的身分，門地，人種，信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ，人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について，国，地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに，必要な措置を定め，もつて人権の擁護に資することを目的とする。

**第2条【定義】**

　この法律において，人権教育とは，人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい，人権啓発とは，国民の間に人権尊重の理念を普及させ，及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

**第3条【基本理念】**

　国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は，学校，地域，家庭，職域その他の様々な場を通じて，国民が，その発達段階に応じ，人権尊重の理念に対する理解を深め，これを体得することができるよう，多様な機会の提供，効果的な手法の採用，国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

**●同和対策審議議会答申（抄）**

→答申　1965(昭和40)年8月11日

**【同和問題の本質】**

　いわゆる同和問題とは，日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により，日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ，現代社会においても，なおいちじるしく基本的人権を侵害され，とくに，近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという，もっとも深刻にして重大な社会問題である。(中略)

　すなわち，近代社会における部落差別とは，ひとくちにいえば，市民的権利，自由の侵害にほかならない。市民的権利，自由とは，職業選択の自由，教育の機会均等を保障される権利，居住および移転の自由，結婚の自由などであり，これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち，職業選択の自由，すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら，歴史をかえりみても，同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され，賎業とされる雑業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道を阻む要因となったのであり，このことは現代社会においても変らないからである。したがって，同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し，同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが，同和問題解決の中心的課題である。(後略)

**●消費者基本法（抄）**

（昭和四十三年法律第七十八号）

**第1編　総則**

**第1条【目的】**

　この法律は，消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ，消費者の利益の擁護及び増進に関し，消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め，国，地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに，その施策の基本となる事項を定めることにより，消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り，もつて国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

**第2条【基本理念】**

①消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の推進は，国民の消費生活における基本的な需要が満たされ，その健全な生活環境が確保される中で，消費者の安全が確保され，商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され，消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され，消費者の意見が消費者政策に反映され，並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに，消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

**第5条【事業者の責務等】**

　事業者は，第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ，その供給する商品及び役務について，次に掲げる責務を有する。

①消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。

②消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

③消費者との取引に際して，消費者の知識，経験及び財産の状況等に配慮すること。

④消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め，当該苦情を適切に処理すること。

⑤国又は地方公共団体が実施する消費者政策に協力すること。

**●環境基本法（抄）**

（平成五年法律第九十一号）

**第1 条【目的】**

　この法律は，環境の保全について，基本理念を定め，並びに国，地方公共団体，事業者及び国民の責務を明らかにするとともに，環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより，環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し，もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

**第2 条【定義】**

①この法律において「環境への負荷」とは，人の活動により環境に加えられる影響であって，環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

②この法律において「地球環境保全」とは，人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行，海洋の汚染，野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって，人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

③この法律において「公害」とは，環境の保全上の支障のうち，事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染，水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。……），土壌の汚染，騒音，振動，地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって，人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。